

第14回 社会保険講座



今回は社会保険に加入をさせなければならない対象事業所、対象従業員をご紹介致します。

中谷 知世

(1)加入が義務付けられている事業所とは

全ての事業所が無条件に社会保険に加入するわけではなく、一定の加入条件があります。条件を満たす事業所は法律によって加入が義務付けられています(強制加入)。

● 強制適用事業所の加入要件

強制適用事業所	
労災保険 雇用保険	労働者を1人でも使用する事業所
健康保険 厚生年金 保険	● 法人の事業所であって、常時従業員を使用する場合 ● 個人経営で適用業種(※)の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する場合 等

※農林水産業、サービス業の一部、自由業、宗教業以外

上記の要件に該当しない場合であっても任意で適用事業となることも出来ます。

建設産業では関係者が一体となって平成24年度から社会保険未加入問題への対策を進めています。



(2)加入が義務付けられている被保険者とは

● 労災保険

原則、雇用しているすべての従業員に対して労災保険が適用されます。

被保険者証などが発行されませんので、そもそも加入していること自体意識することがあまりない保険と言えるでしょう。

※年齢制限はありません。

※手続きは毎年1回の労働保険料の申告時です。他の社会保険と違って採用時に個別に加入手続きをする必要はありません。

● 雇用保険

以下の2つの要件に該当するのであればパート・アルバイトであっても雇用保険に加入をさせる必要があります。

- ① 「31日以上」引き続き雇用されることが見込まれる場合
- ② 1週間の所定労働時間が「20時間以上」の場合

※これまで、65歳以上の従業員は、雇用保険に新規に加入することはできませんでしたが平成29年1月1日より、こうした年齢制限は撤廃され、満65歳以上でも新規で雇用保険に加入することができるようになりました。

※学校教育法に規定する学校等の学生又は生徒である者(昼間学生アルバイト等)は適用除外です。

● 健康保険 厚生年金保険

強制適用事業所で常時雇用されている従業員は、すべて加入対象となります。

また以下の2つの要件に該当するのであればパート・アルバイトであっても加入対象となります。

① 労働時間

1週間の所定労働時間が正社員の4分の3以上

(ex.正社員の所定労働時間が40時間である場合、30時間が要件となります。)

② 労働日数

1月の所定労働日数が正社員の4分の3以上

※労働時間と労働日数が4分の3未満であっても常時501人以上の従業員を雇用する企業では被保険者となる可能性があります。

※70歳以上で厚生年金を、75歳以上で健康保険を脱退します。

(75歳以上は後期高齢者医療制度に移行します。)